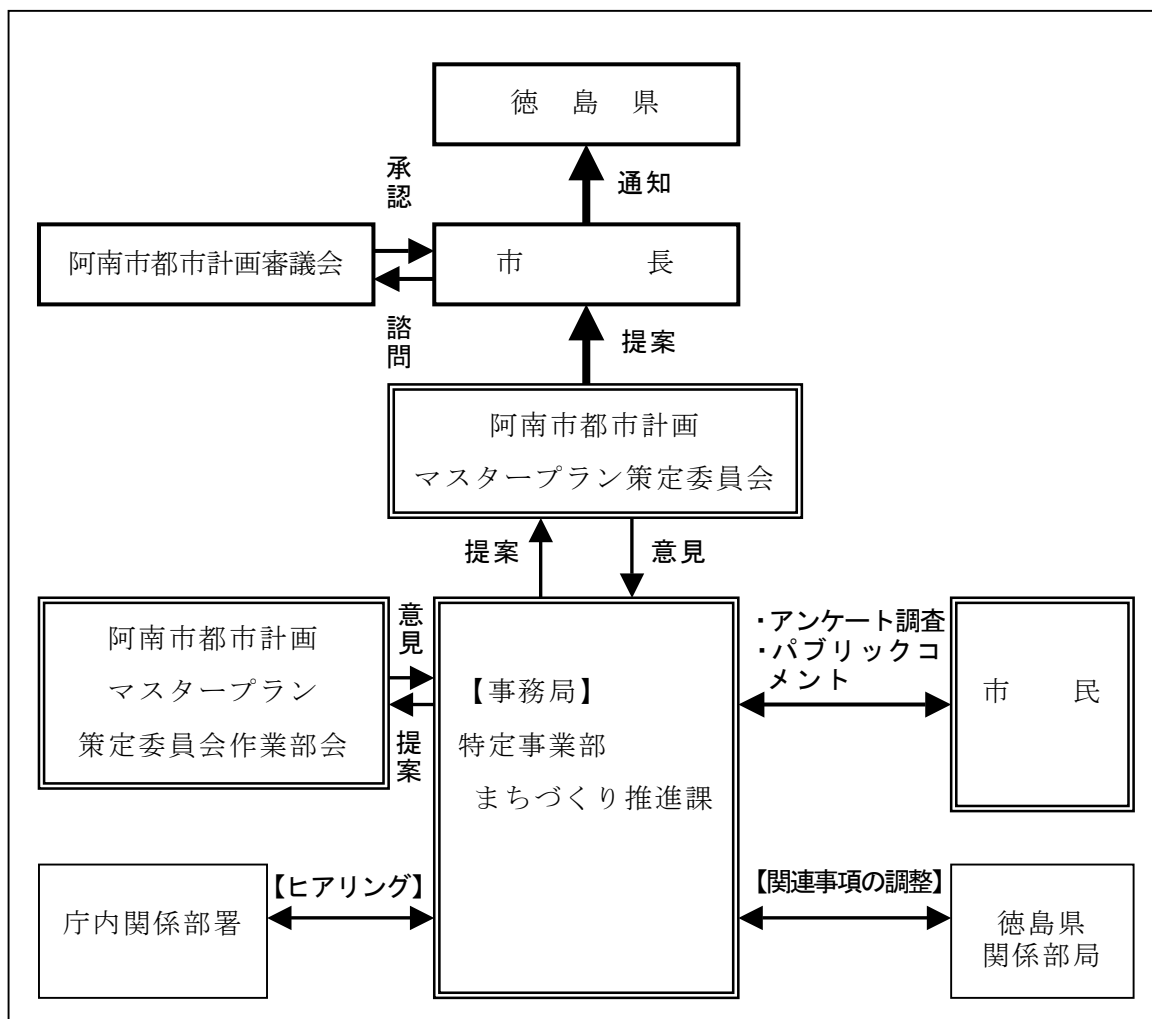


資 料 編

資料1 計画策定に関する資料

1-1 策定体制

本計画は、市民アンケート調査を踏まえて作成した素案について策定委員会作業部会の協議を経て策定委員会において検討するとともに、市ホームページ等に素案を公開してパブリックコメントを実施しながら、これらを踏まえた計画策定を行いました。



阿南市都市計画マスタープランの策定体制

1-2 策定委員会設置規程と策定委員会等開催状況**(1) 阿南市都市計画マスタープラン策定委員会設置規程**

平成 13 年 6 月 13 日

阿南市訓令第 5 号

(設置)

第 1 条 阿南市における都市計画に関する基本的な方針を策定するため、阿南市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、阿南市都市計画マスタープランの策定に関して必要な事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、市の職員のうちから市町が任命する。

2 委員の任期は、任命の日からその日の属する年度の末日までとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員長)

第 5 条 策定委員会に委員長を置き、市長が委員の中から指名する。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ市長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 策定委員会の会議は、必要の都度、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(作業部会の設置等)

第 7 条 第 2 条に規定する所掌事務について専門的に調査研究をするため、策定委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、部会長及び部会員で組織する。

3 部会長は、特定事業部まちづくり推進課長をもって充てる。

4 部会員は、課長補佐又は係長の職にある市の職員のうちから、市長が任命する。

(庶務)

第 8 条 策定委員会及び作業部会の庶務は、特定事業部まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成 13 年 6 月 13 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 19 日阿南市訓令第 4 号）

この訓令は、平成 20 年 9 月 19 日から施行する。

(2) 策定委員会・作業部会開催状況

■阿南市都市計画マスタープラン策定委員会開催状況

回数	開催年月日	議題
第1回	平成21年 5月28日	(1) 現況調査・分析について (2) 住民意向の把握について (3) 現況からの課題整理について (4) 広域都市計画区域に係る客観的評価(案)について (5) 線引き制度等に係る客観的評価(案)について
第2回	平成21年 9月3日	(1) 将来目標の設定(案)について (2) 全体構想(案)について (3) 全体構想(案)パブリックコメントの実施内容について (4) 香川県の線引き廃止後の動向について
第3回	平成22年 7月23日	(1) 阿南市都市計画マスタープラン(案)パブリックコメントについて (2) 阿南市都市計画マスタープラン(案)について (地域別構想、実現化方策等)
第4回	平成23年 2月4日	(1) 阿南市都市計画マスタープラン(案)について

■阿南市都市計画マスタープラン策定委員会作業部会開催状況

回数	開催年月日	議題
第1回	平成20年 12月3日	(1) スケジュールについて (2) 現況特性及び課題(案)について (3) 広域都市計画区域に係る客観的評価(素案)について (4) 線引き制度等に係る客観的評価(素案)について
第2回	平成21年 3月25日	(1) 現況及び特性について (2) 住民意向の把握について (3) 現況からの課題整理について (4) 広域都市計画区域に係る客観的評価(案)について (5) 線引き制度等に係る客観的評価(案)について
第3回	平成21年 7月17日	(1) 平成21年度以降のスケジュールについて (2) 将来目標の設定(案)について (3) 全体構想(案)について (4) パブリックコメント(意見募集)の実施について (5) その他
第4回	平成22年 1月28日	(1) 地域別構想(案)について (2) 実現化の方策(案)について (3) その他～全体構想パブリックコメント結果など
第5回	平成22年 6月2日	(1) 阿南市都市計画マスタープラン(案)パブリックコメントについて (2) 阿南市都市計画マスタープラン(案)について (地域別構想、実現化方策等)

1-3 アンケート調査の実施状況

回数	実施時期	調査内容
第1回	平成17年5月	アンケート名：新しいまちづくりに関するアンケート (第4次阿南市総合計画後期基本計画策定のため) 調査の実施：阿南市・那賀川町・羽ノ浦町に居住する 20歳以上の男女3,000人を無作為抽出 回収率：42.9%
第2回	平成20年8月	アンケート名：市民まちづくり意識調査 調査の実施：市内在住の20歳以上の男女3,000人を無 作為抽出 回収率：35.0%
第3回	平成22年9月	アンケート名：第5次阿南市総合計画策定に伴う市民ア ンケート調査 調査の実施：18歳以上の市内に住所を有する男女5,000 人を無作為抽出 回収率：44.8%

1-4 パブリックコメント（意見募集）の実施状況

回数	開催年月日	公表資料	寄せられた意見（結果）
第1回	平成21年10月1日 ～平成21年10月30日	(1)都市の概況・住民意 向の把握・現況からの 課題整理 (2)全体構想（案） (3)全体構想（案）概要 版	5人（10件）
第2回	平成22年8月1日 ～平成22年8月31日	(1)阿南市都市計画マス タープラン（素案） (2)阿南市都市計画マス タープラン（素案）概 要版	1人（3件）

※パブリックコメント（意見募集）の実施結果は、市ホームページに掲載のほか、市役
所分庁舎2階（特定事業部まちづくり推進課）で閲覧できるようにいたしました。

1-5 阿南市都市計画審議会の開催状況

回数	開催年月日	議 題
第1回	平成22年 11月29日	■ 阿南市都市計画マスタープラン（案）についての 概要説明
第2回	平成23年 2月28日	■ 阿南市都市計画マスタープラン（案）の承認

資料2 用語の解説

【あ行】

■一般住宅地

このマスタープランにおいては、住居の環境を守るとともに大規模な店舗・事務所、遊戯施設、工場等の立地を制限し、住宅地としての土地利用を図る地域とします。

■ウォーターフロント

海や河川などの水辺に接する土地を指します。

■NPO

「民間非営利活動団体」と訳され、非営利、非政府の立場で自主的、自発的な活動（社会的なサービスの提供など）を行う団体です。

■沿道サービス型店舗

このマスタープランにおいては、車での利用に供するために、幹線道路沿いに立地する飲食、物販、供給などのサービス施設のことであります。

■大型店舗

店舗面積が1,000平方メートルを超える大規模小売店舗を指します。出店に際しては大規模小売店舗立地法に基づき、都道府県ないし政令指定都市への届け出と審査を受けなければなりません。

【か行】

■回帰式

複数の量的変数があるとき、着目する変数（目的変数）を別の変数（説明変数）で説明する式のことで、ここでは人口を目的変数、年次を説明変数をして幾つかの回帰式を設定しています。

■街区公園

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園（都市公園法施行令第2条）です。敷地面積は0.25haを標準としています。

■開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質

の変更を行うことです。区画の変更とは道路、河川、水路等の廃止・付け替え、新設等により一団の土地利用形態や各区画を変更する行為、形質の変更とは切土、盛土等による土地の造成、農地や山林などを建築物の敷地又は特定工作物の用地として利用する行為などが該当します。

■合併処理浄化槽

家庭のし尿と雑排水（台所、洗濯、風呂などの排水）を合わせて処理する排水処理施設です。公共下水道のような集合処理方式とは異なり、個別の汚水を処理します。

■基幹産業用地

地域の経済活動等を支える重要な産業用地を指します。

■既成市街地

既に市街地が形成されている地域のことです。都市計画法では、人口密度が1ha当たり40人以上の地区が連たんして3,000人以上となっている地域とこれに接続する市街地をいい、市街化区域の設定基準の一つになっています。

■規制誘導方策

このマスタープランにおいては、都市計画法に基づいて土地利用や建築物の用途・形態等を規制する方策や、市街化調整区域において地区計画や条例等により土地の範囲や建物用途・形態等の一定の適用要件を定めることにより、開発行為等に対する例外的な許可の基準に適合しやすいように誘導する方策などを指します。

■既存ストック

このマスタープランにおいては、これまでに建設された小学校、中学校、文化施設などの公共施設、建築物などの蓄積のことを指します。

■急傾斜地崩壊危険区域

傾斜度が30度以上の急傾斜地でその崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのある土地及びその隣接地で崩壊を助長又は誘発するおそれのある土地の区域です。当該区域において、水の放流、ため池等の設置、切土・掘削・盛土、立木竹の伐採、土砂の採取等の行為をする場合には、原則として知事の許可を受けなければいけません。

■行政区域

行政区域とは市町村等の土地として管轄する地域を指します。本市の行政区域は阿南市域の279.47km²です。

■近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園（都市公園法施行令第2条）です。敷地面積は2haを標準としています。

■クラスター状

クラスターとは英語で「房」を意味し、まとまった市街地や集落地等がブドウの房のように連なる状態を指します。

■広域避難所

大震火災等の災害が発生した場合、広域的避難の用に供する施設です。都市公園、学校や官公庁施設などが指定されています。

■公共公益施設

公共公益施設は、公共施設と公益施設を指します。「公共施設」という語は、道路、広場、公園、緑地、水路等に限定して、公共の用に供する施設として定義されています。一般用語では、公共施設と称される小学校、中学校、官公庁、図書館、公民館等を「公益施設」（または公共的施設）とって、公共施設と区別しています。

■工業地

このマスタープランにおいては、工業の利便の増進とともに周辺の居住環境や自然環境等との調和を保ち、工業地としての土地利用を図る地域とします。

■交通結節機能

駅前広場や駐車場、駐輪場などのように、鉄道、バス、自転車などの異なる交通機関を接続する地点（鉄道駅、バスセンター、港など）において乗継ぎや乗換えを便利にし、交通手段間をつなぐ機能です。

■国営総合農地防災事業

農地防災事業は、農地や農業用施設に対する災害を未然に防止するため、湛水被害や地すべりの防止、水質や土壌の保全、ため池の整備などを行う事業です。このうち、特に大規模な優良農業地帯などを対象とする場合には、国が自ら事業（国営総合農地防災事業）を行っています。

■国勢調査

国勢調査は、我が国の人口や世帯の実態を明らかにする国の最も基本的な統計調査として、大正9年（1920年）以来5年ごとに実施されています。結果は、選挙区の画定、議員定数の基準や、国民の生活設計、企業の事業計画、学術研究機関の実証研究など、社会経

済の発展を支える基盤となる統計を提供しています。

■個人情報保護条例

この条例は、高度情報通信社会の進展の下、市の事務又は事業を効率的に遂行するために、個人情報の有用性に配慮しつつ、市の実施機関の保有する個人情報の適正な取扱いについての基本的事項を定め、あわせて個人データの本人に対し個人データの開示及び訂正等を請求する権利を保障することにより、個人の保護に値する利益を擁護することを目的とするものです。

■コミュニティプラント

環境省が所轄する地域し尿処理施設事業により、市町村が設置し維持管理する生活排水処理施設です。地方公共団体や公社などが行う開発によって作られる住宅団地などに設置されます。

【さ行】

■CATV

テレビの有線放送サービスです。山間部や人口密度の低い地域など、地上波テレビ放送の電波が届きにくい地域でもテレビの視聴を可能にするという目的で開発されたものです。

■市街化区域

都市計画区域内に設定されている区域で、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。

■市街化調整区域

都市計画区域内に設定され、市街化を抑制すべき区域です。開発行為については原則的に禁止され、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適當で周辺の市街化を促進しないものなどが例外的に開発許可を受けることができます。

■自然動態

一定期間における出生及び死亡に伴う人口の動きをいいます。

■社会動態

一定期間における転入及び転出に伴う人口の動きをいいます。

■住民基本台帳

住民一人ひとりの住所・氏名・生年月日など、法律で定められた事項を記載したものが

住民票です。また、一人ひとりの住民票をまとめたものが住民基本台帳と呼ばれています。これは全国の市区町村がおのこの整備・管理し、行政サービスの基礎資料として使用されています。

■集約型生活圏

このマスタープランにおいて、本市の生活圏（市街地や集落地）が鉄道駅等を中心に分散して立地していることを踏まえ、圏域内の中心市街地や駅周辺等を生活に必要な諸機能を集約して備える拠点（日常生活拠点）とし、拠点と圏域内のその他の地域を公共交通ネットワークなどで有機的に連携することで、圏域内の多くの人にとっての暮らしやすい生活圏を“集約型生活圏”と呼称します。

これは、モータリゼーションの進展とともに低密度の市街地が無秩序に拡散する都市構造に歯止めをかけ、少子・超高齢社会に対応した「歩いて暮らせるコンパクトな集約型の都市構造」への再編をめざし、合わせて郊外部等の自然・田園環境の再生にも取り組むものです。

■循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会のことです。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わる、今後目指すべき社会像として、国は「リデュース（ごみを出さない）」、「リユース（再使用する）」、「リサイクル（再生利用する）」の3Rを循環型社会の実践的な行動指針としています。

■上位計画

対象とする計画の上位に位置し、総合的、広域根幹的又は長期的な視野に立って基本方針を定めている計画のことです。本市の都市計画の上位計画としては徳島県が策定する総合計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、本市の総合計画などがあります。

■親水公園

水と親しめるように作られた公園。河川に沿って遊歩道を作ったり、川底に自然石を置いたり、滝や水遊びのできる場所などを設けて水辺に親しめるようにしたものです。

■シンボルロード

都市の顔となる道路を指します。例えば、歩道拡幅、電線類地中化や緑化によりゆとりある歩道空間の整備や沿道景観の誘導を行うことにより、潤いのある道路空間や地域の伝統的な町並みなどを形成し、都市の象徴となるような道路です。

■水源涵養機能

地表を流れる河川の水量や地下水が枯渇しないように補給する働き、能力です。河川の上流に広がる森林は、雨水や雪解け水を貯え、徐々に河川水や地下水として放出することで水源涵養機能を果たしています。

■ストックヤード

輸送における一時的な保管場所をストックヤードといいます。分別回収により収集し、再利用や再生利用を目的としたごみの一時保管所を指す場合があります。

■専用住宅地

このマスタープランにおいては、道路、公園等の整備とともに農地等の宅地化を促進しつつ、戸建住宅を中心とする緑豊かな低層建築物主体の専用住宅地としての土地利用を図る地域とします。

【た行】

■地域商業地

このマスタープランにおいては、近隣地域の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便を高め、地域の商業地としての土地利用を図る地域とします。

■地域高規格道路

地域高規格道路は、全国的な幹線道路ネットワークである高規格幹線道路と一体となつて、地域発展の核となる都市圏の育成や地域相互の交流促進、空港・港湾などの広域交流拠点との連結等に資する路線です。自動車専用道路もしくはこれと同等の高い規格を有し、60～80km/hの高速サービスを提供できる道路です。

■地球温暖化

人間活動の拡大で、二酸化炭素・メタン・亜鉛化窒素などの温室効果ガスの濃度が増加することで、地球の表面温度が上昇することを言います。温室効果ガスの増加の原因は、産業革命以降の石炭や石油といった化石燃料の大量消費という人為的な活動に起因するとほぼ断定されています。

■地産地消

地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組です。

■ 治山・治水事業

治山事業は、保安林を守り育てることによって、山崩れなどの山地災害から住民の生命・財産を守ることや森林が持つ水源のかん養機能を高めたり、さらには緑豊かな生活環境の保全・形成等をめざしている事業です。

治水事業は、治水、利水、水資源開発、電源開発、砂防などを含む多様な目的を持っています。事業の種類としては、堤防による河川改修、総合治水、砂防もしくは多目的ダム、調節池、排水機場、水門、樋門や樋管、堰、災害復旧工事といったものがあり、これらを総称して治水事業と呼んでいます。

■ 中心商業・業務地

このマスタープランにおいては、市の中心となる商業その他の業務の利便を高め、本市の中心的な商業・業務地としての土地利用を図る地域とします。

■ D I D

人口集中地区のことです。国勢調査で設定される地域区分の一つ。市町村の境界内で人口密度の高い国勢調査区（原則として人口密度が4千人/k㎡以上）が隣接し、総体として人口5千人以上を有する都市的地域を示します。

■ 定住自立圏構想

中心的な都市と周辺の市町村が相互に連携・協力することで、医療・福祉・商業など住民の生活に必要な機能を確保して、地方圏域全体の活性化を図り、人口定住の受け皿を形成しようとする政策が定住自立圏構想です。

■ 田園地域

このマスタープランでは、本市の市街化調整区域が農地と集落地や地場産業地などから形成されていること踏まえ、地域住民の暮らしや産業活動を一定の規律のもとに持続的に守り育てる観点から、市街化調整区域を「田園地域」と呼称して各種の土地利用の方針を定めています。

■ 田園沿道サービス地

このマスタープランでは、田園地域（市街化調整区域）の幹線道路沿いにおいて、農業との調和を図った上で計画的なまちづくり計画に基づき、近隣地域の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便を高め、地域の商業地としての土地利用を図る地域とします。

■ 田園居住地

このマスタープランでは、市街化区域に隣接して利便性が高い田園地域（市街化調整区域）において、農業との調和を図った上で計画的なまちづくり計画に基づき、住宅地などの適正な都市的土地利用を図る地域とします。

■ 田園工業地

このマスタープランでは、田園地域（市街化調整区域）の既存工業地や交通要所において、農業との調和を図った上で計画的なまちづくり計画に基づき、工業の利便の増進とともに周辺の居住環境や自然環境等との調和を保ち、工業地としての土地利用を図る地域とします。

■ 田園集落地

このマスタープランでは、田園地域（市街化調整区域）の集落地等において、住居の環境を守るとともに大規模な店舗・事務所、遊戯施設、工場等の立地を制限し、住宅地等としての土地利用を図る地域とします。

■ 徳島県南部地方生活圏域

徳島県土地利用基本計画書で規定された南部地域（阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町の1市4町の区域）

■ 特定建築物

特定建築物は耐震改修促進法第6条に規定された、次の第1号から第3号に掲げるもので、昭和56年以前に建築され、“耐震性が不十分な建築物”が該当します。

ア 第1号特定建築物：多数の者が利用する建築物

イ 第2号特定建築物：石油類など危険物を取扱う建築物

ウ 第3号特定建築物：地震によって倒壊した場合において敷地に接する道路の通行を妨げ円滑な避難を困難とするおそれがある住宅・建築物

■ 都市機能

都市のもつさまざまな働きやサービスのことで、業務、商業、居住、工業、交通、政治、行政、教育等の諸活動によって担われるものです。

■都市基盤施設

道路や上下水道、公園、河川等の都市活動の基盤となる施設です。

■都市計画運用指針

都市計画制度が地方公共団体によって適切に運用されるようにするため、国土交通省が都市計画制度全般の考え方を示した文書です。制度の運用に当たっての基本的考え方や個々の都市計画の決定、変更にあたって参考となる考え方、基準などが技術的助言として示されています。

■都市計画区域

都市計画が対象とする地理的範囲を定めたもので、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として、都市計画法に基づき都道府県が指定します。本市域においては、市域の一部（101.46km²）が徳島東部都市計画区域（5市3町より構成）に指定されています。

■都市緑地

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地です。河川敷や水面等のほか、市街地における良好な樹林地、社寺境内地などを利用していることがあります。

■土地改良事業

農業の生産性向上や農業構造の改善を目的とし、農用地や農業用水路、農道などの農業生産基盤の整備を行うもので、区画整理事業、農地造成事業や用排水施設整備補修等事業のほか、農用地の改良又は保全のために必要な事業を広く含みます。

【な行】

■長生の暖地性樹林

10数種類の暖地を代表する樹木が群生しており、自然の樹林がそのまま保存された王子神社の社叢です。県の天然記念物に指定されている発達した樹林が神社の荘厳さを保っています。

■熱回収施設

廃棄物を焼却し蒸気エネルギーを回収し、温水利用や発電等の余熱利用を行う施設です。エネルギー回収施設の一つです。

■農業センサス

農林業センサスは、農林業に関する基礎データの作成等を目的として、1950年以降5年

ごとに農林水産省が都道府県・市区町村を通じて実施しています。日本では、F A O（国連食糧農業機関）加盟国として10年ごとに世界農林業センサスが行われているほか、その中間の5年ごとに独自の農業センサスも実施されています。

■農用地区域

農振法に基づき市町村が農業振興地域整備計画において定める集団的に存する農用地等です。農用地区域においては、農業振興地域整備計画の達成に支障となる等の開発が制限されるとともに、指定以外の用途への転用の制限などの土地利用規制が課されます。

【は行】

■パブリックコメント

行政機関が政策等の立案を行うにあたり、その政策案を公表し、一般市民や事業者等から意見を求め、それを考慮して意思決定を行う手続きです。

■防災公園

地震に起因して発生する市街地火災等の二次災害時における国民の生命、財産を守り、大都市地域等において都市の防災構造を強化するために整備される、広域防災拠点、避難地、避難路としての役割をもつ都市公園及び緩衝緑地です。

■防災ステーション

防災ステーションは水防活動拠点として、水防資器材の備蓄、水防活動の拠点基地や災害時の避難場所として活用するための施設です。

■歩車共存道路（ボンエルフ型道路）

歩行者、自転車、自動車の通行空間を物理的に分離しない道路です。生活道路とよばれる住区内や商業地などの区画街路において、凸部や狭窄部、屈曲部等の自動車の速度を抑制する構造を採用することにより、歩行者や自転車の安全性・快適性を実現することを目的とします。1970年代にオランダで始められた歩行者と自動車とが共存できる歩車融合型の道路です。

■ほ場

「ほ場」とは田畑や樹園地のように作物を栽培している農地のことです。

【や行】

■遊休未利用地

相当期間を経過して未利用又は低利用な状態にある土地です。

■ U J I ターン

元々地方で育った人が大都会で働き再び地方に戻る U ターン、大都市で生まれ育った人が地方の企業に転職し移住する I ターン、大都市で働き、故郷の近隣地域に戻る J ターンを合わせた言葉です。

■ ユニバーサルデザイン

バリアフリーが障害の除去（障がい者等のための特別な配慮）であるのに対し、ユニバーサルデザインは障がい者や高齢者も含め、誰もが利用しやすいデザインを指します。

【ら行】

■ ライフライン

電力・ガス・上下水などの供給・処理施設、電話などの通信施設、道路・鉄道などの交通施設等のことです。現代の都市的な生活を送るうえで、地域の「生命線」としてなくてはならないものです。

■ リアス式海岸

出入りの複雑な海岸線を示し、入江や湾に富む海岸。開析された山地が沈水してできたと考えられ、三陸海岸の南半部、若狭湾などに見られます。呼称はスペイン北西部ガリシア地方のリア（ria 入江）の多い海岸に由来しています。

【わ行】

■ ワークショップ

特定の課題について、住民、行政、専門家などが討議し協力してアイデアを出し合う集会。都市整備の分野では住民参加の有効な手法の一つです。